

【エッセイ】

「大」+「審」+「院」と書いて何と読むか

成 田 博

〔1〕はじめに

「『大きい』の『大（おお）』」¹⁾、「『審理』の『審（しん）』」、そして、「『寺院』の『院（いん）』」²⁾、この三つを合わせてできあがる「大」+「審」+「院」という語は何と読むか。これが本稿のテーマである。

上記の「大」+「審」+「院」という表記は、「いまだその読みが確定していない」ことを意味させているつもりである。漢字が三つ、ただ並んでいるだけ、と言ってもいい。

こうした表記をするのはなぜか、といえは、もしも、何の留保もつけず、三文字ひとまとめにして「大審院」と書いてしまえば、その瞬間に、「『だい』しんいん」あるいは「『たい』しんいん」と読まれてしまうだろうからである。それに、

「『大審院』と書いて何と読むか」

と問うてみても、心の中で既に「だいしんいん」と読んでいる人にとっては、上記質問は、「『だいしんいん』と書いて何と読むか」となり、「たいしんいん」と読んでいる人にとっては、「『たいしんいん』と書いて何と読むか」ということになってしまっていて、問が問としての意味を持たないからである。

筆者は長く「『たい』しんいん」と読んできた。しかし、これは必ずしも一般的な読み方ではなさそうなのである。以下、「大」+「審」+「院」という語がどのように読まれてきたのかを紹介しながら、筆者の読みがおよそ支持されえないものなのかどうか、考えてみたい。

[2] 国語辞典

まずもって最初に調べるべきは、やはり『言海』だろうか。ありがたいことに、現在、これは「ちくま学芸文庫」で入手できるのだが、この辞書には、「だい志んゐん」が立項されている³⁾。見られる通り、その読みは「『だい』しんいん」である。

わが国で一番大きい国語辞典は『日本国語大辞典』であるが、これも、その読みを「『だい』しんいん」とする⁴⁾。『広辞林』、『広辞苑』、さらには、小型の国語辞典の代表のひとつかと思われる『岩波国語辞典』も「『だい』しんいん」である⁵⁾。

しかし、2019年刊行の『大辞林』〔第4版〕では、「『たい』しんいん」で立項されている。ただ、その読みについて、括弧して、「『だいしんいん』とも」という注記がある⁶⁾。ところが、1988年刊行の『大辞林』〔初版〕では、「『だい』しんいん」となっている⁷⁾。いつどこでその読みが変わったのかと思って調べてみると、それは、第2版のときである⁸⁾。辞書において、読みが変わったことについて注釈を加えるのが容易でないことは明らかだが、それにしても、一体、この変更は、どのような経緯でなされたものなのか、筆者としては、是非とも知りたいところである。しかし、とにもかくにも、多くの国語辞典のなかで、「『たい』しんいん」という読みを与えるものが少なくともひとつ存在することがこれによって明らかになる。

第2版以降の『大辞林』は、「たいしんいん」という読みを与えながら、同時に、「『だいしんいん』とも」と記すのだが、この表現は曖昧である。これは、ふたつの読みの存在を同時に許容する、ということなのか。しかし、ある語の本来の読みは一義的に決まるはずで、それがふたつあるというのは不思議ではないか。それに、いま問題にしているのは、明治時代に創設された公的機関の名称なのである。

あるいは、「『だいしんいん』とも」という表現は、「『だい』しんいん」という読みが「事実上、社会的に受容されている（らしい）」ものとして存在する、ということを言おうとしたものなのか。確かに、「事実上、社会的に受容されている（らしい）」読み、というものが存在することはありうる。しかし、いかに、そのような読みの存在が確認され

たからと言って、それによって、公的機関の名称についての慣用的な読みが、本来の読みと等価のものとして許容され、承認されるはずなどないだろう。

結局のところ、「『だいしんいん』とも」という（だけの）補足説明は、『大辞林』の記述内容をかえって不透明なものにしているように思われるのである。

[3] The Japanese Legal System

田中英夫は、1927年に生まれ、1992年に亡くなった英米法研究者である⁹⁾。その田中英夫には、英文の著作として、The Japanese Legal System があるのだが、同書 53 頁には、Chart 2 として、Japanese Court System until 1947 なるものが掲載されていて、そこに

Great Court of Judicature (Taishin-in, sometimes pronounced Daishin-in)

とある¹⁰⁾。ただし、見られる通り、

Taishin-in, sometimes pronounced Daishin-in

となっていて、これは、本来の読み方は「『たい』しんいん」ではあるけれど、「『だい』しんいん」という読みもまた存在し、かつ許容されるという理解なのではないかと思われる。

そうした理解に対する疑問は既に『大辞林』のところで提示したので繰り返さないが、それでも、『大辞林』、そして、この Hideo Tanaka ed., The Japanese Legal System は、ともに「『たい』しんいん」という読みを「『だい』しんいん」という読みよりも優先して提示し、「『たい』しんいん」という読みが本来の読みである、というふうに受け止められる数少ない文献であることは間違いのないところである。

[4] 『法律学辞典』

末弘巖太郎＝田中耕太郎責任編輯『法律学辞典』では、「大」+「審」+「院」が立項されているのだが、その読みは「『たい』しんいん」である。この辞典刊行は当該裁判所が現実に存在していたときのことである。しかも、執筆者はその裁判所の判事をつとめた大森洪太である¹¹⁾。

戦後になって、我妻栄（編集代表）ほか『新法律学辞典』が刊行されるのであるが、この辞典では、「読み」が書かれていない¹²⁾。僅かに、「柱」に、そのページの最初に出てくる語あるいは最後に出てくる語の冒頭六文字¹³⁾が片仮名で示されているだけである¹⁴⁾。偶然的なことであつたといふ言いようはないが、同辞典 627 頁の最後に出てくるのは「大審院判例集」であるために、その冒頭の六文字分「ダイシンイン」が「柱」に掲げられていて、同書の「大」+「審」+「院」の読みが「ダイシンイン」であることが判明する。

読みの不明のものもあつて¹⁵⁾、それは除外するしかないが、最近のものでは、『デイリー法学用語辞典』が「『だい』しんいん」とする¹⁶⁾。他方、『法律用語辞典』は、第2版以降の『大辞林』に等しく、「『だいしんいん』ともいう」との留保付きながら、「『たい』しんいん」という読みを与える¹⁷⁾。

[5] NHK（その1）——「マイあさ！」

2022年5月のことと記憶するが、NHKのラジオ番組「マイあさ！」のなかで、「大」+「審」+「院」をアナウンサーが「『だい』しんいん」と読んだ¹⁸⁾。それで、①「たい」とは読まないのか、②「だい」と読む根拠があるなら、お知らせ願いたい、という手紙（ハガキ）を書いて送ったところ、ありがたいことに返信が来た。そこには、「『たい』しんいん」と読むはずのところ、その日、（たまたま）アナウンサーが「『だい』しんいん」と読んだ、という趣旨のことが書かれてあつた¹⁹⁾。ただし、返事を下さった方のお名前はなく、「マイあさ！担当プロデューサー」とあるだけであつた²⁰⁾。

[6] NHK（その2）——浅井真慧「放送と『発音のゆれ』」

迂闊な話としか言いようはないのだが、実は、上記のやり取りがあったあとに、「大」+「審」+「院」をNHKは「『たい』しんいん」と読んでいる、という記載をWikipediaの「大審院」の項で見付けた。

そこには『NHKことばのハンドブック』が挙がっていて²¹⁾、確かに、それをみると、「タイシンイン」のところにマル印が付いており、他方、「ダイシンイン」のところには×印が付いているのである²²⁾。

これによって、NHKが、「大」+「審」+「院」を「『たい』しんいん」と読んでいることが、重ねて確認できたことになるが、しかし、どのような根拠をもってNHKが「『たい』しんいん」と読むのか、ということとは、わからないままである。

よって、これをさらに遡って考える必要があると言わなければならないが²³⁾、こののち、筆者は、浅井真慧（放送研究部）「放送と『発音のゆれ』」²⁴⁾なる論稿の存在を知った。先回りして言ってしまうと、恐らくは、この論稿に書かれてあることが、NHKが「『たい』しんいん」という読みを採る理由だと思われる。

浅井論文によれば、NHKは、昭和9年に「放送用語並発音改善調査委員会」なるものを発足させ²⁵⁾、同じ年の「4月11日の第6回委員会」で『大審院』の読み方を検討している」と言うのである²⁶⁾。

その中に興味深いエピソードが語られている。それによれば、上記委員会の人たちが、「日比谷バス」の事務所に行って、当時、存在した「大審院前」というバス停について、バスの車掌さんがどのように読んでいるかを調べようとした、というのである。

これについての「日比谷バス」の回答は、「『たい』しんいん」と読むのだ、とバスの車掌さんに教えたはずなのに、「『だい』しんいん」と読む者がでてきている、ということだったために、それでは、「『だい』しんいん」と読む人のおおよその数を調べてもらいたい、と車掌監督に依頼し、その結果、

「総人員は七十余名なれど、質問に明答したるは六十名なり。内、十名が『ダイ』と濁りていふ。残り五十名は『タイ』と正しく清み

て発音す。」

という回答を得た、とある²⁷⁾。

ここで注意すべきは、これは、「日比谷バス」が、「『たい』 しんいん」と読む、という指導をしていた、という前提があつての話だということで、それなら、「『たい』 しんいん」という読みが大勢を占めていてもおかしくはない、ということである。しかし、「日比谷バス」がそのような指導をしていたのは、当の裁判所が自らの名称をそのように読んでいたという事実があったからだ、と考えるのが自然だろう。そして、実際、「放送用語並発音改善調査委員会」は、最終的に、

「“大審院部内の伝統的読み方を尊重して、放送上においては、『タイシンイン』と呼ぶことに決定”した」

と浅井論文には書かれてあつて²⁸⁾、これはまさに、当時の最上級審裁判所が、自らの名称を「『たい』 しんいん」と称していたことを示すものと言っていだろう。

これこそが、「『たい』 しんいん」という読みをNHKが維持する根拠なのだろうと筆者は考える。

[7] Justice in Japan

最高裁判所では、『日本の裁判』という冊子を刊行している²⁹⁾。これは、その存在自体があまり知られていないかも知れないが、これにはJustice in Japanという英文版もある。筆者の手許には、平成7年版³⁰⁾と平成15年版³¹⁾とがあるのだが、それらは、「大」+「審」+「院」をどのように読んでいるか³²⁾。

これまででは、「大」+「審」+「院」という語の読みだけを考えてきたが、ここでは、「大」+「審」+「院」という言葉で意味されているものについても考えなければならない。

たとえば、『大辞林』〔初版〕で「だいしんいん」＝「大審院」を引くと、「旧憲法下の最高の司法裁判所。一八七五年（明治八）設置。一九四七年（昭和二二）廃止。現在の最高裁判所に相当するが、司法行

政監督権は持たなかった」とある³³⁾。

確かに、「大」+「審」+「院」ができたのは1875〔明治8年〕のこと³⁴⁾、『大辞林』の説明は、その限りでは間違っていない。このことは、Justice in Japan, 2003 Editionが、“In 1875 the Supreme Court (*Taishinin*) was established with revision of the *Dajokan* system.”との記述によっても確認できる³⁵⁾。

けれども、1875〔明治8年〕の時点では、大日本帝国憲法は存在していない。言うまでもないことながら、大日本帝国憲法は、1889〔明治22〕年2月11日に公布され、1890〔明治23〕年11月29日に施行された。そして、大日本帝国憲法第57条第2項には、「裁判所ノ構成ハ法律ヲ以テ之ヲ定ム」とあり、これを受けて裁判所構成法³⁶⁾第1条が「左ノ裁判所ヲ通常裁判所トス」と規定し、その第4に「大審院」が挙げられているのである。

これまた、Justice in Japan, 2003 Editionには、“With the enactment of the Court Organization Law, the Code of Civil Procedure and the Code of Criminal Procedure in 1890, a modern structure of the judicial system was established for the first time in Japan.”とある³⁷⁾。Justice in Japan, 2003 Editionは、さらに続けて、“The organization of the courts under the Court Organization Law then was as follows.”と記す。そこでは、裁判所の名称が図で示され、一番上に、“Supreme Court (*Taishinin*)”と書かれている³⁸⁾。

つまり、Justice in Japan, 2003 Editionは、「明治8年に太政官布告によって創設された *Taishinin*」と「明治23年に裁判所構成法によって成立した *Taishinin*」とを区別して語っていることになる。それはつまり、「大」+「審」+「院」という名称は同じでも、法的根拠は別である、ということである。

そうすると、「旧憲法下の最高の司法裁判所。一八七五年（明治八）設置」という『大辞林』の解説³⁹⁾は些か言葉が足りないのではないかという批判が可能になるが⁴⁰⁾、ここでの主眼は、『大辞林』の記述の批判にあるわけではない。

本稿との関係において大事なことはふたつある。ひとつは、「大」+「審」+「院」と称されるものは、「明治8年に太政官布告によって創設されたもの」と「明治23年に裁判所構成法によって成立したもの」とが

あるということである。そして、もうひとつは、最高裁判所事務総局監修のもとに刊行されたこの英文冊子は、「大」+「審」+「院」の読みが明治8年から一貫して「『たい』しんいん」である、と最高裁判所が考えていることを明確に示していることである。

確かに、最高裁判所は日本国憲法を基礎とするもので、「法律的には」その前身の裁判所とはおよそ別物であるが、「社会的に見て」後継裁判所である最高裁判所が、その前身である裁判所について、「『たい』しんいん」と呼びならわしていたらしいことを示す冊子の存在は無視できないのではないか。

筆者からすれば、むしろ、「『だい』しんいん」という読みを積極的に支持する人たちにこそ、そのように読む論拠を教えてもらいたい、と思うのである。

[8] 結語

本稿冒頭で述べたように、筆者は、「大」+「審」+「院」の読みは、「『たい』しんいん」であって、「『だい』しんいん」ではない、と考えてきたし、いまなお、そう考えている。遺憾ながら、殆どの国語辞典は筆者の理解を支持せず、さらに、それだけでなく、法律に特化した辞典においても、「『だい』しんいん」という読みを与えるものがあることは認めなければならない。

しかし、僅かに、ではあるものの、筆者の考えを支持する文献がないわけではないことは、本稿で紹介した通りである。

これは、法律学にのみ関わる問題ではないはずである。多くの方々のご意見をたまわりたい。

注

- 1) ここは、どうか、そのまま「おお」と読んでいただきたい。
- 2) 「大」、「審」、「院」のどれについても訓読みで表記しなかったのだが、「審」には「つまびらか」という訓があるものの、最後の「院（いん）」の「訓」がよくわからなかった。鎌田正＝米山寅太郎『新漢語林』〔第2版〕〔2011年、大修館書店〕を調べてみたが、その訓は出ていない。しかし、本稿では、「審」、「院」の読み（訓）を問題にしているわけではないので、「審理」の「審」、「寺院」の『院』ということでお許し願いたい。

- 3) 大槻文彦『言海』〔2004年、ちくま学芸文庫〕727頁。727というページの番号は、筑摩書房版におけるものである。これは、明治22年5月15日に刊行された『言海』の第628刷（昭和6年3月15日刊）を底本にしているとのことである（1350頁）。筆者が持つのは、2004年刊行の第4刷である。ただし、筑摩書房版は、「底本の欠損や汚れは他の版本で補った」とあるから、「現実には存在しない書籍の復刻版」とでも言うべきものになる。
- 4) 日本国語大辞典第2版編集委員会＝小学館国語辞典編集部編『日本国語大辞典』〔第2版〕〔第8巻〕〔2001年、小学館〕676頁。
- 5) 三省堂編修所編『広辞林』〔第6版〕〔1983年、三省堂〕1201頁、新村出編『広辞苑』〔第7版〕〔2018年、岩波書店〕1754頁、西尾実＝岩淵悦太郎＝水谷静夫＝柏野和佳子＝星野和子＝丸山直子編『岩波国語辞典』〔第8版〕〔2019年、岩波書店〕917頁。
- 6) 松村明＝三省堂編修所編著『大辞林』〔第4版〕〔2019年、三省堂〕1636頁。余計なことも知れないが、『大辞林』〔第4版〕の奥付に、「二〇一九年（令和一）」と書いてあるのは残念なことである（下線は筆者による）。
- 7) 松村明＝三省堂編修所編著『大辞林』〔1988年、三省堂〕1444頁。
- 8) 松村明＝三省堂編修所編著『大辞林』〔第2版〕〔1995年、三省堂〕1527頁。もちろん（と言っているのだろう）、松村明＝三省堂編修所編著『大辞林』〔第3版〕〔2006年、三省堂〕1510頁も、「『たい』しんいん」という読みを与える。
- 9) 著書に、田中英夫『アメリカ法の歴史 上』〔1968年、東京大学出版会〕、田中英夫編著『実定法学入門』〔第3版〕〔1974年、東京大学出版会〕、田中英夫『英米法総論』（上）（下）〔1980年、東京大学出版会〕、田中英夫＝藤倉皓一郎＝木下毅＝高橋一修＝田島裕＝樋口範雄＝寺尾美子編『英米法辞典』〔1992年、東京大学出版会〕などがある。
- 10) Edited by Hideo Tanaka, Assisted by Malcolm D. H. Smith, The Japanese Legal System 53 (1976, University of Tokyo Press). 見られる通り、そこでは pronounced と記されている。これについては、本稿後注(24)の参照を願いたい。
- 11) 末弘巖太郎＝田中耕太郎責任編輯『法律学辞典』〔第3巻〕〔1936年、岩波書店〕1784頁。国語辞典、法律辞典を通して、「『たい』しんいん」という読み「だけ」を挙げるのは、筆者が調べた中では、この辞典だけである。大森洪太については、〈大森洪太－Wikipedia〉を参照されたい。
- 12) 我妻栄ほか編『新法律学辞典』〔1952年、有斐閣〕627頁。法律学辞典には、立項されている法律用語の「読み」が書かれていないものもあって、実際、『新法律学辞典』では、見出し語は漢字で書かれ、僅かに、「柱」が片仮名で表記されているだけである。同じように、より新しいものにおい

でも、たとえば、遠藤浩＝福田平＝成田頼明編『現代法辞典』〔1982年、ぎょうせい〕646頁、末川博（創始）＝杉村敏正＝天野和夫ほか編『新法学辞典』〔1991年、日本評論社〕712頁、佐藤幸治ほか編『コンサイス法律用語辞典』〔2003年、三省堂〕1040頁、高橋和之ほか編『法律学小辞典』〔第5版〕〔2016年、有斐閣〕では、それぞれ「大」＋「審」＋「院」が立項されているものの、その読みは不明である。これは、法律用語の読みが一義的に決まっていって混乱がないと考えてのことなのか。あるいは、厚さを抑え、費用を抑えたいという配慮もあるのかも知れないが、果たして、それで大丈夫か。筆者からすると、「大」＋「審」＋「院」は、まさに「大丈夫でない」一例なのである。まだ、ほかにも、読みに疑問のある例は幾つか思い浮かぶ。

- 13) 厳密には、「最大六文字」と言うべきであろう。たとえば、同書16頁で最初に出てくる項目は「遺贈」で、柱には、当然のことながら、三文字で「イゾウ」と書かれている。
- 14) 同書は横書きで、左側のページには、そのページの最初に立項されている項目の最初の「最大」六文字が示され、右側のページには、そのページの最後に立項されている項目の最初の「最大」六文字が示されている。
- 15) 本稿前掲〔注(12)〕参照。
- 16) 三省堂編修所編『デイリー法学用語辞典』〔2015年、三省堂〕384頁。しかし、同じ「三省堂編修所」が関わる松村＝三省堂編修所編著・前掲〔注(8)〕『大辞林』1527頁が、「『たい』しんいん」という読みを与えていることを考えると、両者間の相違については、調整不足という批判が可能かも知れない。
- 17) 法令用語研究会（代表岩尾信行）編集執筆『法律用語辞典』〔第5版〕〔2020年、有斐閣〕753頁。
- 18) 「読んだ」というのは、あらかじめ原稿があって、それを「読んだ」のだろう、という筆者の判断による表現である。ただし、筆者はその原稿を見てはいないので、それが「大」＋「審」＋「院」と書かれていたことを確認してはいないが、文脈からして、「大」＋「審」＋「院」のことだと理解して間違いないと言っているのだろうと思う。本稿後注(23)の参照を乞う。
- 19) いただいた返事では、「たいしんいん」「だいしんいん」とあるだけで、「たい」あるいは「だい」をさらに鍵括弧で括っていたわけではない。これは、あくまでも筆者の便宜である。
- 20) これは「大津事件」に関わってのことであると記憶する。大津事件は、1891年（明治24年）5月11日に起きていて〈大津事件－Wikipedia〉、「今日は何の日」というコーナーで、大津事件が挙げられたと記憶する。すぐにメモを取ればよかったのだが、夢現の中で聞いていて、それを放置し、だいが経ってからNHKに手紙を書いた。返信をいただくことができたこ

とに感謝しなければならない。

- 21) 〈大審院－Wikipedia〉「出典 1.」参照。
- 22) NHK 放送文化研究所編『NHK ことばのハンドブック』〔第2版〕〔2005年、日本放送出版協会〕122頁。
- 23) 筆者の質問が、「『だい』 しんいん」と読む根拠を教えてください」というものであったために、NHKとしては、「『たい』 しんいん」と読んでいる、という回答によって、それ以上、わざわざ「『たい』 しんいん」と読むのがどのような根拠に基づくのか」ということについてまで応答する必要はないと判断されたのか、「『たい』 しんいん」と読むのがどのような根拠に基づくのか、ということについての積極的な回答はなかった。
- 24) 浅井真慧（放送研究部）「放送と『発音のゆれ』」NHK 放送文化調査研究年報第42号〔1997年、NHK 放送文化研究所〕4頁（<https://www.nhk.or.jp/bunken/research/title/year/1997/pdf/001.pdf>）。この論文は、その表題に見られるように、「発音」を問題にしている（らしい）。田中・前掲〔注(10)〕書もまた pronounced と書いてあって、「発音」を問題にしていることになりそうである。「読み」と「発音」の違いをうまく説明できないことは遺憾しなければならないが、筆者は、「読み」を問題にしているつもりである。だから、筆者は、本稿の表題を、「『大』+『審』+『院』と書いて何と読むか」とし、「『大』+『審』+『院』と書いて何と発音するか」とはしていない（下線は筆者による）。しかし、これについては専門家のご教示を仰ぐしかない。
- 25) 浅井・前掲〔注(24)〕論文4頁。
- 26) 以上、浅井・前掲〔注(24)〕論文4頁。
- 27) 浅井・前掲〔注(24)〕論文4頁。
- 28) 浅井・前掲〔注(24)〕論文4頁。下線は筆者が引いた。「引用符」が付けられている部分は、「放送用語並発音改善調査委員会」の報告からの引用である、という趣旨なのだろう。
- 29) 最高裁判所事務総局＝高橋利文発行『（和文）日本の裁判』〔第9版〕〔2005年、法曹会〕。これは、その冊子の奥付によれば、1971年のものが初版であるらしい。
- 30) 最高裁判所事務総局監修＝石垣君雄発行『日本の裁判（英語版）第3版〕〔1995年、法曹会〕。英文では、Compiled by General Secretariat, Supreme Court of Japan, Justice in Japan: Supreme Court of Japan (English Edition) (1994, Edited and Published by the General Secretariat, the Supreme Court of Japan), Publisher Isao Imai, Published by Hosokai (Lawyers Association) となっている（奥付の表記が整理されていない印象があるが、その話は省く）。本稿では、便宜的に、これを Justice in Japan, 1995 Edition として引く。

- 31) 最高裁判所事務総局監修＝大野市太郎発行『日本の裁判（英語版）2003年版』[2003年、法曹会]。本稿では、便宜的に、これをJustice in Japan, 2003 Editionとして引く。
- 32) ただし、『(和文) 日本の裁判』と『日本の裁判（英語版）』とを比較すると、中身に一部違いがあって、本稿で紹介する「Historical Background」の部分は、英語版にしか存在しない。Justice in Japan, 1995 Editionでは44頁から47頁までが、Justice in Japan, 2003 Editionでは37頁から40頁までが、『(和文) 日本の裁判』には存在しない「Historical Background」を扱う。
- 33) 松村＝三省堂編修所編著・前掲[注(7)]『大辞林』1444頁。新村編・前掲[注(5)]『広辞苑』1754頁は、「明治憲法下で、最高の司法裁判所。一八七五年（明治八）設置。一九四七年廃止」とする。
- 34) 明治8年太政官布告59号〈<https://dl.ndl.go.jp/pid/787955/1/102>〉。
- 35) Justice in Japan, 2003 Edition, p. 40.
- 36) 明治23年2月10日公布、明治23年11月1日施行。
- 37) Justice in Japan, 2003 Edition, p. 40. 下線は筆者による。引用文中のCourt Organization Lawは、「裁判所構成法」のことである。
- 38) Justice in Japan, 2003 Edition, p. 41.
- 39) 下線は筆者による。
- 40) 同じ批判は、新村編・前掲[注(5)]『広辞苑』1754頁の記述についても当てはまる。他方、我妻ほか編・前掲[注(12)]『新法律学辞典』は、「大」+「審」+「院」を「新憲法前の通常の司法裁判所中の唯一最高の裁判所として、裁判所構成法で定められたもの」と説明するが、このように言うと、太政官布告によって創設されたところのものが抜け落ちる。これに対して、高橋＝伊藤＝小早川＝能見＝山口ほか編・本稿前掲[注(12)]『法律学小辞典』712頁のように、「現在の最高裁判所が設置されるまで存続した最上級の司法裁判所（裁判所構成法43①）。明治8年（1875年）に設置された後、明治23年の裁判所構成法によって受け継がれ、昭和22年の同法の廃止まで存続した〔以下、略〕」と説明すれば（下線は筆者による）、松村＝三省堂編修所編著・前掲[注(7)]『大辞林』1444頁、新村編・前掲[注(5)]『広辞苑』1754頁、我妻ほか編・前掲[注(12)]『新法律学辞典』627頁に対する筆者の批判を免れるだろう。

〔追記1〕「大」+「審」+「院」の読みを「『たい』しんいん」とする2冊の書物の存在について、成城大学文芸学部教授・宮崎修多氏からご教示いただいた。まず、東京市市史編纂係編『東京案内』（上巻）[1907年、裳華房] 238頁には、縦書きで「大審院」と書かれてある横に「たいしんゐん」とルビが振られている〈<https://dl.ndl.go.jp/pid/900275/1/238>〉。裁判所と同

じく「公的」な存在である東京市が編纂した書物における読みが「『たい』しんいん」であるという事実は、それなりに重みがあるだろう。次に、小島又市『最新東京名所寫真帖』〔1909 年〕では、「大審院」の写真が掲げられていて、その上の部分に TAISHIN-IN と明記されている（<https://dl.ndl.go.jp/pid/763843/1/7>）。これは、本来の読みがどうであるかは扱置くとしても、「『たい』しんいん」という読みが実際に存在していたことを示す実例として貴重である。ご親切に感謝申し上げます。

〔追記 2〕 本稿初校の校正段階で、重ねて宮崎修多氏から、鷗外に関わる文献の存在をご教示いただいた。森林太郎立案『東京方眼圖』〔1909 年、春陽堂〕がそれで、同書 92 頁に「タイシン井ン」とあり、その下に「大審院」と書かれている（<https://dl.ndl.go.jp/pid/764199/1/48>）。